

令和7年度

第 1 回

三木市国民健康保険運営協議会

令和7年8月28日

三木市市民生活部 保険年金課

目 次

令和 6 年度 国民健康保険事業報告	1～9
令和 6 年度 国民健康保険特別会計決算見込み	10～11
令和 7 年度 国民健康保険事業状況	12～18
令和 7 年度 国民健康保険特別会計予算	19～20
別紙 (資料) 国民健康保険税率	21

令和6年度 国民健康保険事業報告

【制度の概要】

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として市民の健康の保持増進に重要な役割を果たしている。しかし、加入者の年齢構成が高いこと等から医療費が高額となる一方で所得水準が低い傾向にあり、保険税の負担が重いといった構造的な課題を抱え運営が不安定となっていた。このような課題に対応し国民健康保険制度の改善を図るため、国による財政支援が拡充されるとともに、平成30年度からは都道府県が市町とともに運営を担い、国民健康保険制度の安定化を図ることとなった。

しかし、三木市では、保険税収入の減少等の理由から平成30年度以降赤字が続いており、令和3年度まで4年連続で赤字となっていた。そのため、令和3年度に「三木市国民健康保険財政健全化計画」を策定し、令和4～6年度を計画期間として、税率改定を含めた国保財政健全化を進めてきた。その結果、令和4年度以降は黒字決算が続いており、令和6年度も黒字決算となる見込である。

保健事業においても「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、特定健診受診率向上に向けた取組を進めている。

なお、令和6年12月2日からは、健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している。

1 加入状況

(1) 三木市国民健康保険加入状況（各年度末時点）

（単位：世帯、人、％）

区分 年度	総 数		保険加入者		加入率		(参考) 年度平均加入者	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R2	34,242	76,121	10,974	17,276	32.0	22.7	11,119	17,631
R3	34,250	75,233	10,606	16,484	31.0	21.9	10,908	17,083
R4	34,459	74,411	10,132	15,526	29.4	20.9	10,428	16,134
R5	34,700	73,656	9,686	14,577	27.9	19.8	9,939	15,112
R6	34,983	72,738	9,197	13,539	26.3	18.6	9,424	14,041

(2) 年齢別加入状況

令和7年3月末時点

区分	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	429	659	725	794	1,367	1,801	3,534	4,230	13,539
割合	3.2%	4.9%	5.3%	5.9%	10.1%	13.3%	26.1%	31.2%	100.0%

2 保険給付状況

(1) 負担割合

①義務教育就学前

8割 (保険者負担分)	2割 (自己負担)
----------------	--------------

②義務教育就学後～70歳未満

7割(保険者負担分)	3割 (自己負担)
------------	--------------

③70～74歳

8割又は7割 (保険者負担分)	2割又は3割負担 (自己負担)
--------------------	--------------------

(2) 高額療養費

被保険者が同一月内に受けた治療等で支払った一部負担金が、一定額を超えたときには、その差額について高額療養費を支給する。

(3) その他の給付

①出産育児一時金の給付

被保険者の出産に対して出産育児一時金を支給する。

1件当たり 500,000円 (R5.4.1～額改定)

※産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、

1件当たり 488,000円 (R5.4.1～額改定)

②葬祭費の支給

被保険者の死亡に対して葬祭費を支給する。

1件当たり 50,000円

3 財政状況

(1) 決算収支

令和6年度における決算状況

歳入総額	8,796,057,262 円
歳出総額	8,594,689,687 円
差引額	201,367,575 円

なお、令和6年度で歳入した交付金等のうち、事業金額の確定により、令和7年度に国や県に返還する分がある(39,648,573円)。上の差引額はその財源となるため、令和6年度の実質黒字額は、161,719,002円となる。この実質黒字額を基金に積み立てる(令和7年9月補正予算に計上)。

(国や県に返還すべき額の内訳)

- ・普通交付金(R7.2月受診分の額確定) 36,047,573円
- ・保険者努力支援交付金(ヘルスアップ事業分) 3,297,000円
- ・特定健診等負担金 166,000円
- ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 138,000円

(2) 三木市国民健康保険財政調整基金残高

令和5年度の黒字分を令和6年度予算に繰り越し、令和6年度の県への返還金分を差し引いた額及び基金運用利子を積み立てた。

R5 年度基金積立額	43,760,869 円
R6 年度基金積立額	178,243,000 円
R6 年度末基金残高	222,003,869 円

(3) 一般会計からの借入金残高

令和3年度に、累積赤字の解消のため、令和3年度末時点の累積赤字額の半額を一般会計から繰り入れ、残りの半額を一般会計から借り入れる処理を行った。

一般会計への返済は、令和7年度からであり、令和6年度中の返済はない。よって、借入金残高は借入額と同じである。

R5 年度末借入金残高	189,352,232 円
R6 年度返済額	0 円
R6 年度末借入金残高	189,352,232 円

(4) 決算収支の推移

(単位：千円)

年度	収 入	支 出	差 引
R2	8,956,088	9,241,734	△285,646
R3	9,374,723	9,374,723	0
R4	9,009,580	8,923,393	86,187
R5	8,808,440	8,598,808	209,632
R6	8,796,057	8,594,690	201,367

4 三木市国民健康保険財政健全化計画の実行

(1) 令和6年度の取組み

- ・県の施策により、県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入することとなったため、令和3年12月議会で議決された税率のまま令和6年度の国保税を賦課すると、収支均衡とならない見込となった。そのため、令和6年3月議会で、再度国保税率を改定し、その改定後の税率により国保税を賦課した。
- ・特定健診受診率向上のため、特定健診受診料を引き続き無料とした。
- ・口座振替率の向上のため、口座振替を利用していない世帯に対して、「国保税の口座振替によるお支払いのお願い」文書を送付した。
- ・令和4年度・5年度に引き続き、3年連続で国や県から解消を求められていた「赤字補てん目的の法定外繰入」を行うことなく、黒字決算となった。

(2) 令和7年度に向けて

- ・三木市国民健康保険財政健全化計画は、令和6年度までの計画となっている。しかし、計画においては、令和7年度以降も適用税率を県の示す標準保険税率と同水準とすることとしており、令和7年度の適用税率について見直した。

(令和6年度第2回国民健康保険運営協議会に諮問した。)

<令和6年度・7年度の市適用税率>

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R6 (A)	7.5	32,000	21,000	3.0	13,000	8,000	2.7	14,000	7,000	13.2	59,000	36,000
R7 (B)	7.3	32,000	20,000	3.0	13,000	8,000	2.6	14,000	7,000	12.9	59,000	35,000
差 (B-A)	▲0.2	0	▲1,000	0	0	0	▲0.1	0	0	▲0.3	0	▲1,000

5 医療費の状況

(1) 国民健康保険医療費の推移

医療の高度化などの影響により、新型コロナウイルス感染症による受診控えが収まった令和3年度以降、一人当たり医療費は右肩あがりの状況が続いている。令和6年度は令和5年度と比較して104.9%の498,324円となっている。

医療費総額は、国保加入者数の減により、令和5年度より1億8,334万9千円減の69億9,696万1千円であった。

(単位：千円)

区分 年度	一 般	退 職	医療費総額
R2	(94.4%) 7,379,104	(0.1%) 2	(94.3%) 7,379,106
R3	(101.5%) 7,494,099	(0.0%) 0	(101.5%) 7,494,099
R4	(99.9%) 7,485,994	(0.0%) 0	(99.9%) 7,485,994
R5	(95.9%) 7,180,310	(0.0%) 0	(95.9%) 7,180,310
R6	(97.4%) 6,996,961	—	(97.4%) 6,996,961

() 内は、対前年比

(2) 被保険者一人当たりの医療費 (単位：円)

区分 年度	一 般	退 職	医療費総額
R2	418,530	0	418,530
R3	438,687	0	438,687
R4	463,989	0	463,989
R5	475,140	0	475,140
R6	498,324	—	498,324
R5 R6	104.9%	—	104.9%

6 保険税の状況

(1) 保険税収納状況（現年度分）全被保険者

区分 年度	保 険 税 収 納 額 (千円)	一世帯当たり 保険税収納額 (円)	一人当たり		保険税 収納率 (%)
			税収納額 (円)	対前年比 (%)	
R2	1,452,322	130,616	82,373	100.4	94.3
R3	1,415,665	129,782	82,869	100.6	95.1
R4	1,566,986	150,267	97,123	117.2	94.3
R5	1,446,067	145,494	95,690	98.5	93.9
R6	1,421,726	150,862	101,255	105.8	94.0

(2) 一人当たり保険税額（当初賦課時点）（単位：円、%）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
保険税額	86,990	86,328	101,592	99,807	104,877
前年度対比(%)	100.96	99.23	117.68	98.24	105.08

7 保健事業等の状況

(1) 特定健診受診率（法定報告）

区分	対象者	受診者数	受診率		県平均 受診率
				順位	
R2	13,004人	3,515人	27.0%	35	30.9%
R3	12,484人	3,984人	31.9%	32	33.0%
R4	11,506人	4,368人	38.0%	20	34.2%
R5	10,709人	4,266人	39.8%	20	34.1%

(2) 特定保健指導実施率（法定報告）

区分	動機付け支援		積極的支援		実施率		県平均 実施率
	対象者	終了者数	対象者	終了者数		順位	
R2	365人	170人	92人	35人	44.9%	12	26.8%
R3	465人	256人	90人	39人	53.2%	8	28.9%
R4	459人	159人	114人	41人	34.9%	23	30.0%
R5	384人	120人	112人	23人	28.8%	27	30.5%

(3) 特定健診受診率向上に向けた取組み

①ハガキによる受診勧奨

年3回(1回目:R6.7.12、2回目:R6.9.13、3回目:R7.1.10)、ハガキによる受診勧奨を行った。(延べ18,792通)

②SMSによる受診勧奨【新規取組】

若年者(60歳未満)の方への受診勧奨の新たな取組として、R6.9.19にSMSによる受診勧奨を行った。(220件)

③みなし健診の受診勧奨

令和5年度中の医療機関受診状況から、みなし健診に該当する可能性のある被保険者を抽出し、R6.10.25にみなし健診の受診依頼通知を送付した。(1,642通)

④電話による受診勧奨

年2回(1回目:R6.10月中旬～11月上旬、2回目:R6.12月下旬～R7.1月中旬)、電話による受診勧奨を行った。(3,998人)

⑤特定健診受診者インセンティブ付与事業【新規取組】

特定健診を受診したインセンティブとして、令和6年7月から10月の集団健診で特定健診を受診した被保険者に対して、令和7年3月に健診結果を用いて算出した「健康年齢通知」を送付した。(1,756通)

(4) 三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

令和3年度から、町ぐるみ健診の受診率の向上をめざし、三木市とともに健診の普及・受診啓発活動に取り組んでいただける企業・団体を募集して『町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定』を締結している。

現在の協定締結事業者は次のとおり(名称等は協定締結当時)。

- ・ 第一生命保険株式会社明石支社
- ・ 生活協同組合コープこうべ第4地区本部
- ・ 兵庫ヤクルト販売株式会社
- ・ 兵庫県厚生農業協同組合連合会
- ・ 吉川町商工会
- ・ 三木市薬剤師会
- ・ マックスバリュ西日本株式会社
- ・ 株式会社ケーエスケー
- ・ グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場

本協定締結事業者の協力のもと、令和6年5月19日に、コープ志染店で「みっきい☆健康ミニフェスタ」を開催した。

(5) 多剤服薬者及び重複服薬者への保健指導

①多剤服薬者

抽出条件：剤数7剤以上、処方日数9日以上、内服薬→407名を対象

②重複服薬者

抽出条件：同一成分薬剤又は同種同効成分薬剤を2以上の医療機関から定期的に処方、内服・外用→44名を対象

※多剤服薬者・重複服薬者ともに通知文書を発送し、55名に訪問や電話による介入（保健指導）を実施した（対象者抽出期間：R6.1月～3月受診分、効果検証期間：R6.9月～11月受診分）。

※介入結果

多剤：検証時に引き続き国保加入であった397人中89名が解消

重複：検証時に引き続き国保加入であった43人中29名が解消

(6) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果等から対象者を抽出し、訪問や電話、通知等の方法により重症化を予防するため医療機関の受診勧奨を行った。特定健診の結果で重症化リスクに該当した医療機関未受診者4名、過去に糖尿病の治療歴があるが治療を中断している者4名、昨年度からの継続フォロー者2名に対して実施した。

(7) 生活習慣病等重症化予防事業（健診事後フォロー事業）

令和5年度の特定（基本）健診受診者のうち、糖尿病・高血圧・脂質異常症・慢性腎臓病が「要医療」判定である被保険者のうち、医療機関への受診が確認できない者に対し、通知文を発送した（413通）。

また、通知文発送者のうち、電話番号の分かる被保険者には、電話による受診勧奨・保健指導も実施した（115名）。

(8) 健康チャレンジプログラム～ヘルスアップコース～【新規事業】

特定健診の結果から、メタボリックシンドロームのリスクのある者、生活習慣病予防のために運動指導等が必要な者を対象に、食生活の改善や定期的な運動習慣の定着を促すため、3か月間を1クールとし4クール実施した。参加者49名、最終評価終了者40名のうち39名に生活習慣の改善や行動変容がみられた。

8 その他給付の状況等

(1) 出産育児一時金・葬祭費

区 分	件 数	一件当たり (円)	支給額 (円)
出産育児一時金	22	500,000(※)	10,810,730
葬 祭 費	94	50,000	4,700,000
合 計	116	—	15,510,730

※産科医療補償制度の適用がない場合は488,000円。

(2) 国保人間ドック施設利用助成

国保被保険者の疾病の早期発見、早期治療に役立てるため、人間ドック利用者に助成を行っている。

施設名	人間ドックの種類	助成金額	件数	支給額 (円)
北播磨 総合医療センター	日帰りコース	24,000円	99	2,376,000
	1泊2日コース	40,000円	20	800,000
	脳ドック	12,000円	6	72,000
北播磨 総合医療センター 以外	日帰りコース	費用の1/2以内、 限度額 12,000円	54	648,000
	1泊2日コース	費用の1/2以内、 限度額 20,000円	0	0
	脳ドック	12,000円	1	12,000
合 計			180	3,908,000

9 マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行

令和6年12月2日から、健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した。同日以降、マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を交付することとなった。同日時点で発行済みの健康保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用できることとなっており、国民健康保険の場合は、大多数の方が令和7年7月31日までは健康保険証を使用することができる。

令和6年度 国民健康保険特別会計決算（歳入）

（単位：千円）

科 目			令和 5 年度		令和 6 年度		前年対比
			決算額（A）	構成比	決算額（B）	構成比	（B） / （A）
保 険 税	一般被保険者		1,500,081	17.0%	R6から一般・退職の別を廃止		
	退職被保険者		867	0.0%			
	計		1,500,948	17.0%	1,497,829	17.0%	99.8%
国庫補助金			172	0.0%	3,478	0.0%	2022.1%
県 補 助 金	普通交付金		6,195,003	70.3%	6,092,705	69.3%	98.3%
	特 別 交 付 金	保険者努力支援分	34,706	0.4%	41,521	0.5%	119.6%
		特別調整交付金分	58,463	0.6%	57,280	0.6%	98.0%
		県繰入金 2 号分	209,444	2.4%	205,981	2.3%	98.3%
		特定健診負担金	15,494	0.2%	13,894	0.2%	89.7%
		小計	318,107	3.6%	318,676	3.6%	100.2%
	計		6,513,110	73.9%	6,411,381	72.9%	98.4%
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）		643,220	7.3%	616,646	7.0%	95.9%
	一般会計繰入金（法定外）		37,272	0.4%	36,343	0.4%	97.5%
	一般会計繰入金（法定外・累積赤字解消分）		0	0.0%	0	0.0%	-
	基金繰入金		5,000	0.1%	0	0.0%	皆減
	計		685,492	7.8%	652,989	7.4%	95.3%
繰 越 金			86,187	1.0%	209,632	2.4%	243.2%
その他の収入			22,531	0.3%	20,748	0.3%	92.1%
市 債			0	0.0%	0	0.0%	-
合計			8,808,440	100.0%	8,796,057	100.0%	99.9%

令和6年度 国民健康保険特別会計決算（歳出）

（単位：千円）

科 目			令和5年度		令和6年度		前年対比
			決算額（A）	構成比	決算額（B）	構成比	（B） / （A）
総 務 費			108,095	1.3%	114,307	1.3%	105.7%
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者	療養給付費	5,275,750	61.3%	5,135,049	59.7%	97.3%
		療養費	43,059	0.5%	41,745	0.5%	96.9%
		高額療養費	809,176	9.4%	849,243	9.9%	105.0%
		出産育児諸費	17,601	0.2%	10,815	0.1%	61.4%
		葬祭費	4,750	0.1%	4,700	0.1%	98.9%
		移送費	0	0.0%	0	0.0%	-
		結核医療附加金	12	0.0%	7	0.0%	58.3%
		小計	6,150,348	71.5%	6,041,559	70.3%	98.2%
	退 職 保 険 者 等 被	療養給付費・療養費	0	0.0%	R6から一般・退職の別を廃止		
		高額療養費	0	0.0%			
		小計	0	0.0%			
	審査支払手数料		15,442	0.2%	14,680	0.2%	95.1%
	傷病手当金		217	0.0%	0	0.0%	0.0%
	計		6,166,007	71.7%	6,056,239	70.5%	98.2%
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 費 分	一般分	1,489,095	17.3%	R6から一般・退職の別を廃止		
		退職分	754	0.0%			
		小計	1,489,849	17.3%			
	後 援 金 等 分 支	一般分	496,050	5.8%	R6から一般・退職の別を廃止		
		退職分	321	0.0%			
		小計	496,371	5.8%			
	介護納付金分		169,820	2.0%	169,182	1.9%	99.6%
	計		2,156,040	25.1%	2,132,877	24.8%	98.9%
	保健事業費		62,819	0.7%	63,104	0.7%	100.5%
	積立金		43,761	0.5%	178,243	2.1%	407.3%
その他の支出（返還金等）		62,086	0.7%	49,920	0.6%	80.4%	
前年度繰上充用金		0	0.0%	0	0.0%	-	
合計		8,598,808	100.0%	8,594,690	100.0%	100.0%	

令和7年度 国民健康保険事業状況

平成30年度の制度改正により、兵庫県が共同保険者となったことに伴い、財政ルールが変更され、県全体で国保事業を運営するために必要な費用を算出し、それを各市町の加入者数や所得などを勘案して納める「納付金」の支払いが必要となっている。

平成30年度以降、赤字決算が続いていたため、令和3年度に三木市国民健康保険財政健全化計画を策定し、計画に基づき事業を実施していった結果、令和4年度以降は黒字決算となっている。計画期間は令和6年度で終了となったが、引き続き着実に財政健全化を進めていく。

兵庫県では、保険料水準統一に向けて標準保険税率の統一を令和9年度に実施し、3年の移行期間を設け、完全統一時期を原則令和12年度に実施するスケジュールとしている。なだらかに移行できるよう、市の適用税率は県の示す標準保険税率と同水準となるようにしていく。

保健事業では、被保険者の健康増進のため、特定健診・特定保健指導の受診率向上に取り組む。今年度も特定健診受診料は引き続き無料とすること、昨年度途中から新たなウェブ受付システムを導入するなど、受診しやすい環境整備に努めると共に、未受診者に対する受診勧奨を積極的に行う。

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しており、発行済みの健康保険証を含め、本年7月末で健康保険証はなくなる。被保険者には、資格確認書又はマイナ保険証により医療機関を受診していただくことになる。様々な機会で行い、円滑な移行となるように取り組む。

1 財政の健全化を続ける取組み

(1) 賦課税率

令和7年3月議会で議決された三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づき、令和7年度は次の税率で賦課を行った。

(※令和7年6月11日当初賦課通知発送、普通徴収納期は10期)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
参考 R6	7.5	32,000	21,000	3.0	13,000	8,000	2.7	14,000	7,000	13.2	59,000	36,000
R7	7.3	32,000	20,000	3.0	13,000	8,000	2.6	14,000	7,000	12.9	59,000	35,000

税率改定に際しては、令和6年度第2回三木市国民健康保険運営協議会に令和7年度税率について諮問し、答申を得て、令和7年3月議会にて税率改定が議決された。

令和8年度の適用税率についても、県の示す標準保険税率と同水準となるようにしたいと考えており、令和8年1月開催予定の運営協議会で諮問する予定である。

(2) 納税環境の整備

令和5年度以降、普通徴収の納期を10回(6月～翌3月の毎月)に増やし、1回あたりの納税額の平準化を図っている。

(3) 収納率向上対策

収納率を向上させるために、普通徴収世帯の口座振替を推進していく。

(4) 特定健診受診率の向上対策

積極的に受診勧奨を継続していることもあり、令和5年度の受診率は過去最高だった前年度を更に上回り、39.8%となった。また、2年連続で県平均そして全国平均を上回った。令和6年度も令和5年度と同水準の受診率となる見込である。

令和7年度も引き続き受診勧奨を積極的に行い、特定健診受診率の更なる向上をめざす。引き続き国保加入者の特定健診受診料は無料とするほか、未受診者に対しては、ハガキ、電話、SMS等による勧奨を行い、受診に繋げていく。

2 医療費適正化対策の推進

(1) 診療報酬明細書の点検強化・年間の縦覧点検

- ア 被保険者資格の点検及び内容点検
- イ 第三者行為事故にかかる求償事務の徹底

(2) 医療費通知の送付

通知回数 年間6回(年間を通して)

通知項目 受診者氏名、診療月、医療区分(入院、通院、歯科、薬局)、診療日数、医療費の額、医療機関名

※システム標準化の関係で、令和7年度後半送付分(7月・8月診療分)から、現在より1か月遅れの送付となる。ただし、9月・10月診療分については、現在と同様の1月末送付とする。

(例) 7月・8月診療分

現在：11月末送付 → 変更後：12月末送付

(3) ジェネリック医薬品利用促進

ア ジェネリック医薬品差額通知の実施

通知回数 年間3回

イ ジェネリック医薬品使用促進資材の配布

国民健康保険年次更新時(7月中旬)に資格確認書の方には「ジェネリック医薬品希望資格確認書ケース」、資格情報のお知らせの方には「ジェネリック医薬品希望シール」を同封して送付

(4) 被保険者資格適用の適正化

他保険と重複している人の調査及び指導

3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

(1) 収納率向上対策事業

ア 普通徴収の口座振替率向上対策の強化

イ 被保険者への納税指導の徹底

ウ ペイジー口座振替サービスの推進

エ コンビニ収納の推進

オ キャッシュレス決済の推進

(2) 納期内納付の推進

ア 納付相談、納税指導の強化

イ 市広報誌「広報みき」、エフエム三木の活用

(3) 滞納整理

ア 差押え等滞納処分の強化

イ 所得無申告世帯に対する申告指導

ウ 特別療養費の支給制度(旧の資格証)の実施

エ 納税勧奨通知の実施【新規取組】

※ 滞納者との接触機会を増やすため、滞納のある世帯で納税・納税相談等がない世帯に対して、納税勧奨通知を送付する(年4回程度)。現在の滞納額をお知らせするとともに、納税相談等を促す。納税相談等を行わない場合は、特別療養費の支給対象になることを明示する。

オ 差押物品のインターネット公売

カ 差押不動産の公売

(4) 納税環境の整備

保険税の普通徴収の納期回数を引き続き年10回(6月~3月)とし、1期当たりの納税額の平準化を図る。

4 保健事業の充実強化

(1) 一般保健予防事業

健診等の受診勧奨、健康教室を開催するなど、健康教育、予防活動を実施する。

(2) 特定健康診査・特定保健指導事業

40歳～74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診と特定保健指導を実施し、生活習慣病の有病者と予備群の減少をめざす。

三木市国保加入者の特定健診受診料は引き続き無料とし、受診インセンティブとして10月末までに集団健診で特定健診を受診した方には、3月末頃に健診結果に基づいた「健康年齢通知」を送付する。

未受診者に対しては、勧奨はがきを送付するとともに、電話による受診勧奨を行う。加えて、若年層への受診勧奨としてSMSによる受診勧奨を実施する。「定期的に病院に行っている」という理由で受診しない国保加入者も多いことから、令和2年度から実施している「みなし健診」を引き続き実施する。

また、特定保健指導では、特定健診の結果により、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣を改善するための保健指導を行う。対象者が生活習慣における課題を認識し、自己管理を行うことで生活習慣病を予防することを目的とする。

実施方法は、集団健診の対象者は、健診当日に初回面接実施、個別健診の対象者については、後日案内を行う。

(3) 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

三木市とともに健診の普及及び受診啓発活動に取り組んでいただけの企業・団体を募集して『町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定』を締結し、町ぐるみ健診の受診率の向上をめざす。

【取組例】

- ・ 受診啓発リーフレットの配架・配布
- ・ 国保加入者である従業員の健診結果に係る情報提供
- ・ 健診会場における協賛品の提供
- ・ オンラインセミナー

令和7年5月18日（日）には、市と協定締結企業で、健康コラボイベント「みっきい☆健康ミニフェスタ」をコープ志染店で実施した。

(4) 健診受診後のフォロー事業

町ぐるみ健診受診後、要医療等となっているにも関わらず医療機関を受診していない者に対して、健診結果に応じた医療機関受診勧奨通知を送付し、必要に応じて電話等により保健指導を行う。

(5) 人間ドック助成事業

病気の早期発見・早期治療を目的として、人間ドックや脳ドックの施設利用助成をPRし、利用促進に努める。

(6) 重複服薬者及び多剤服薬者への通知を送付

同一成分薬剤又は同種同効薬剤を2以上の医療機関から定期的に処方されている方や、連続して2以上の医療機関で処方されている重複・多剤該当者に通知の送付、電話や訪問による保健指導を行う。

(7) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果等から対象者を抽出し、電話、訪問、通知等の方法により、重症化を予防するため保健指導を行う。

(8) 健康チャレンジプログラム（ヘルスアップコース）事業

メタボリックシンドロームをはじめとした生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点的に取り組むため、個人に応じた運動プログラムや保健指導に基づいた短期集中で成果の見える保健事業を行う。

5 資格確認書等の初めての一斉更新

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、健康保険証の新規発行は終了した。経過措置として、その時点で有効な保険証は令和7年12月1日か保険証に記載の有効期限のどちらか早い方まで使用できることとなった。国保保険証には有効期限が記載しており、大部分の方は令和7年7月31日で健康保険証の有効期限が切れる。それに伴い、7月に資格確認書又は資格情報のお知らせの一斉更新を行い、資格確認書等を送付した。

(1) 資格確認書

これまでの健康保険証に代わるもので、マイナ保険証を保有していない方に発行する。有効期間はこれまでと同様の1年間（令和8年7月31日まで）。

医療機関で提示することで保険診療を受けることができる。

(2) 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を保有している方に発行する。保険資格情報のお知らせであり、このお知らせだけでは保険診療を受けることができない。保険診療を受けるためには、マイナ保険証を医療機関のカードリーダーにかざす必要がある。

70歳以上の方には毎年発行、70歳未満の方には資格情報が変わった時にのみ発行する。

(3) マイナ保険証の保有状況（令和7年6月27日時点）

加入者数 13,372名

マイナ保険証登録者数 9,407名

→ マイナ保険証保有率 70.3%

6 その他

(1) 課税限度額の変更（令和7年3月議会で条例改正済）

	医療分	後期分	介護分
令和6年度	65万円	24万円	17万円
令和7年度	<u>66万円</u>	<u>26万円</u>	改正なし

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の変更

（令和7年3月議会で条例改正済）

区分	現行	改正後
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29万5千円</u> ×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>30万5千円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>54万5千円</u> ×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>56万円</u> ×被保険者数

(3) 子ども・子育て支援金制度への対応

令和6年6月12日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布され、国は、令和8年度から、児童手当や育児期間中の国民年金保険料免除などに係る支援納付金の対象費用を医療保険者から徴収することとなった。

そのため、国保税においては「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加することとなっており、条例改正を行う必要がある。また、令和8年度の国保税率算定においては、当該分を加味した算定が必要である。

(4) 令和9年度からの兵庫県国保税率の統一に向けて

兵庫県では、令和9年度に、現在県が市町ごとに示している標準保険税率を統一し、3年間を移行期間として、令和12年度に、県内の保険税率が完全統一となるようスケジュールを示している。

一方で、市町が提供するサービス水準（保険税の減免、保健事業等）は、市町によって異なっているため、サービス水準の標準化を行う必要がある。現在、県・市町担当で議論が行われており、令和9年度までに一定の結論が出る予定である。

令和7年度 国民健康保険特別会計予算（歳入）

（単位：千円）

科 目			令和 6 年度		令和 7 年度		前年対比
			当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)
保 険 税			1,480,670	17.9%	1,382,658	17.2%	93.4%
県補助金	普通交付金		5,917,979	71.3%	5,759,973	71.4%	97.3%
	特別交付金	保険者努力支援分	40,560	0.5%	34,118	0.4%	84.1%
		特別調整交付金分	44,140	0.5%	46,358	0.6%	105.0%
		県繰入金 2 号分	139,519	1.7%	161,690	2.0%	115.9%
		特定健診負担金	14,388	0.2%	13,998	0.2%	97.3%
		小計	238,607	2.9%	256,164	3.2%	107.4%
	計		6,156,586	74.2%	6,016,137	74.6%	97.7%
繰入金	一般会計繰入金（法定内）		605,086	7.3%	591,236	7.3%	97.7%
	一般会計繰入金（法定外）		37,710	0.4%	36,252	0.5%	96.1%
	財政調整基金繰入金		1	0.0%	18,353	0.2%	1835300.0%
	計		642,797	7.7%	645,841	8.0%	100.5%
繰 越 金			1	0.0%	1	0.0%	100.0%
その他の収入			18,946	0.2%	18,363	0.2%	96.9%
合計			8,299,000	100.0%	8,063,000	100.0%	97.2%

令和7年度 国民健康保険特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和6年度		令和7年度		前年対比
		当初予算額（A）	構成比	当初予算額（B）	構成比	（B） / （A）
総 務 費		123,814	1.5%	122,769	1.5%	99.2%
保 険 給 付 費	療養給付費	5,050,055	60.8%	4,905,887	60.8%	97.1%
	療養費	43,305	0.5%	39,505	0.5%	91.2%
	高額療養費	782,121	9.4%	772,264	9.6%	98.7%
	出産育児諸費	22,510	0.3%	22,510	0.3%	100.0%
	葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1%	100.0%
	移送費	20	0.0%	20	0.0%	100.0%
	結核医療附加金	50	0.0%	50	0.0%	100.0%
	審査支払手数料	14,696	0.2%	14,515	0.2%	98.8%
	計	5,918,257	71.3%	5,760,251	71.5%	97.3%
事 業 費 国民健康保険 納付金	医療費分	1,467,312	17.7%	1,410,906	17.5%	96.2%
	後期高齢者支援金等分	496,384	6.0%	472,191	5.9%	95.1%
	介護納付金分	169,182	2.0%	156,481	1.9%	92.5%
	計	2,132,878	25.7%	2,039,578	25.3%	95.6%
保健事業費		82,049	1.0%	82,490	1.0%	100.5%
その他の支出（返還金等）		42,002	0.5%	57,912	0.7%	137.9%
前年度繰上充用金		0	0.0%	0	0.0%	-
合計		8,299,000	100.0%	8,063,000	100.0%	97.2%

国民健康保険税

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較
基礎課税分	所得割	5.90%		6.50%	7.13%	△ 0.63%	6.50%	7.54%	△ 1.04%	6.50%	8.22%	△ 1.72%	6.50%	8.06%	△ 1.56%
	均等割	24,000		25,000	28,722	△ 3,722	25,000	30,703	△ 5,703	25,000	33,861	△ 8,861	25,000	33,314	△ 8,314
	平等割	19,500		20,000	20,195	△ 195	20,000	21,588	△ 1,588	20,000	23,397	△ 3,397	20,000	22,908	△ 2,908
	賦課限度額	54万円		58万円	58万円	0	61万円	61万円	0	63万円	63万円	0	63万円	63万円	0
後期高齢者支援金分	所得割	2.10%		2.30%	2.60%	△ 0.30%	2.30%	2.71%	△ 0.41%	2.30%	2.75%	△ 0.45%	2.30%	2.81%	△ 0.51%
	均等割	7,500		9,000	10,508	△ 1,508	9,000	10,999	△ 1,999	9,000	11,164	△ 2,164	9,000	11,328	△ 2,328
	平等割	6,000		7,000	7,388	△ 388	7,000	7,734	△ 734	7,000	7,714	△ 714	7,000	7,790	△ 790
	賦課限度額	19万円		19万円	19万円	0	19万円	19万円	0	19万円	19万円	0	19万円	19万円	0
介護納付金分	所得割	1.60%		2.00%	2.26%	△ 0.26%	2.00%	2.57%	△ 0.57%	2.00%	2.48%	△ 0.48%	2.00%	2.56%	△ 0.56%
	均等割	7,000		8,000	11,743	△ 3,743	8,000	13,401	△ 5,401	8,000	12,889	△ 4,889	8,000	13,011	△ 5,011
	平等割	5,500		6,000	5,501	499	6,000	6,258	△ 258	6,000	6,477	△ 477	6,000	6,595	△ 595
	賦課限度額	16万円		16万円	16万円	0	16万円	16万円	0	17万円	17万円	0	17万円	17万円	0
合計	所得割	9.60%		10.80%	11.99%	△ 1.19%	10.80%	12.82%	△ 2.02%	10.80%	13.45%	△ 2.65%	10.80%	13.43%	△ 2.63%
	均等割	38,500		42,000	50,973	△ 8,973	42,000	55,103	△ 13,103	42,000	57,914	△ 15,914	42,000	57,653	△ 15,653
	平等割	31,000		33,000	33,084	△ 84	33,000	35,580	△ 2,580	33,000	37,588	△ 4,588	33,000	37,293	△ 4,293
項目	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度					
	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較			
基礎課税分	所得割	7.60%		7.25%	0.35%	7.20%	7.14%	0.06%	7.50%	7.51%	△ 0.01%	7.30%	7.32%	△ 0.02%	
	均等割	31,000		31,305	△ 305	31,000	30,906	94	32,000	31,935	65	32,000	31,597	403	
	平等割	23,000		20,380	2,620	20,000	20,025	△ 25	21,000	20,930	70	20,000	20,302	△ 302	
	賦課限度額	65万円		65万円	0	65万円	65万円	0	65万円	65万円	0	66万円	66万円	0	
後期高齢者支援金分	所得割	2.60%		2.67%	△ 0.07%	2.90%	2.81%	0.09%	3.00%	3.01%	△ 0.01%	3.00%	3.02%	△ 0.02%	
	均等割	10,000		11,188	△ 1,188	12,000	11,811	189	13,000	12,492	508	13,000	12,874	126	
	平等割	7,500		7,284	216	8,000	7,653	347	8,000	8,187	△ 187	8,000	8,272	△ 272	
	賦課限度額	20万円		20万円	0	22万円	22万円	0	24万円	24万円	0	26万円	26万円	0	
介護納付金分	所得割	2.30%		2.63%	△ 0.33%	2.70%	2.64%	0.06%	2.70%	2.71%	△ 0.01%	2.60%	2.62%	△ 0.02%	
	均等割	11,000		13,556	△ 2,556	14,000	13,845	155	14,000	13,972	28	14,000	13,516	484	
	平等割	6,500		6,731	△ 231	7,000	6,757	243	7,000	6,999	1	7,000	6,639	361	
	賦課限度額	17万円		17万円	0	17万円	17万円	0	17万円	17万円	0	17万円	17万円	0	
合計	所得割	12.50%		12.55%	△ 0.05%	12.80%	12.59%	0.21%	13.20%	13.23%	△ 0.03%	12.90%	12.96%	△ 0.06%	
	均等割	52,000		56,049	△ 4,049	57,000	56,562	438	59,000	58,399	601	59,000	57,987	1,013	
	平等割	37,000		34,395	2,605	35,000	34,435	565	36,000	36,116	△ 116	35,000	35,213	△ 213	

別紙